

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：32601

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13217

研究課題名（和文）19世紀イギリス領インド帝国における自由主義と法の支配

研究課題名（英文）Liberalism and the Rule of Law in 19th Century Colonial India

研究代表者

稲垣 春樹（Inagaki, Haruki）

青山学院大学・文学部・准教授

研究者番号：00796485

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：ヘンリー・S・メイン（1822-88年）とジェームズ・F・スティーヴン（1829-94年）という2人の法律家について、彼らの思想形成の契機となった植民地における取り組みをイギリス帝国史の枠組みで分析した。刊行一次史料・二次文献の調査および英国の文書館における史料調査により、この2人のインドにおける法の支配についての考えと、その背景となったインドでの経験とその地域史的文脈について、その概要を明らかにすることができた。また、それらがイギリスにおける法の支配についての議論に与えた影響についても、研究の方向性についての示唆を得ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、現在の学界において高い関心を集めているイギリス帝国と法の歴史に関する事例研究であり、イギリス帝国史の個別研究としての学術的意義を有するとともに、19世紀のイギリス帝国法制と20世紀の国際法制との連続性に着目する国際法史研究に対しても、有益な事例を提供するものである。また、イギリス帝国における植民地支配の実践について歴史的に明らかにする本研究の成果は、パレスチナ情勢をはじめとする、イギリス帝国の遺産ともいべき現代社会の諸課題に、歴史的な視点で取り組む視座を与えるという社会的意義を有していると言える。

研究成果の概要（英文）：This study deals with the ideas and practices of two Anglo-Indian legal members of colonial governments of British India, Henry Sumner Maine (1822-88) and James Fitzjames Stephen (1829-94). Analyzing printed primary and secondary sources and archival materials relating to their activities in India and Britain, which are held in the British Library and the Cambridge University Library, this study deepens our understanding of the idea of the rule of law in colonial India and its historical contexts.

研究分野：イギリス帝国史

キーワード：イギリス帝国史 インド植民地史 英領インド 法思想史 法の支配 緊急事態

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

19世紀イギリスの自由主義者に関する研究は、彼らが、本国においては臣民の政治的自由を擁護する一方で、植民地においては政治的自由を行使できない「劣った」臣民に対する専制的な統治を擁護したことを明らかにしてきた。しかし現在までの研究は本国の思想家のテキスト注解に基づく思想史研究が主であり、現地における植民地統治の実践が自由主義思想のあり方を与えた影響についての研究は不十分である。本研究は、自由主義思想の中核的理念である「法の支配」の観念を取り上げ、インド植民地とイギリスの両方において法の支配の議論に大きな影響を与えたヘンリー・S・メイン(1822-88年)とジェームズ・F・スティーヴン(1829-94年)という2人の法律家について、彼らの思想形成の契機となった植民地における取り組みをイギリス帝国史の枠組みで分析しようとするものであった。

2. 研究の目的

メインとスティーヴンは、インド総督の法律顧問として全インドから寄せられる具体的な法律問題への提言と法案作成を行うとともに、帰国後は法理論家としてイギリス法学界に大きな影響を与えたことから、イギリスにおける法の支配の観念の歴史的展開を考える上で重要な法律家である。この2人について、インドにおける法の支配についての考え、その背景となったインドでの経験とその地域史的文脈、イギリスにおける法の支配についての議論への影響について検討することが、本研究の目的である。すなわち、本研究の問いは以下のようなものである。メインとスティーヴンは、インドにおいてあるべき司法と行政の関係をどう捉えていたか。それはインドにおけるどのような政治的課題に取り組む中で形成されたのか。それは在インドのイギリス人(植民地総督、高裁判事など)、インド人(在地貴族、商人、知識人など)、本国の政治家などと、どのような対立・協調関係にあったか。そしてインドに関する言説のうちイギリスに持ち込まれたのはどの部分か。それはなぜか。

3. 研究の方法

以上の問いについて明らかにするために、刊行された一次史料・二次文献を収集・分析するとともに、英国の英国図書館やケンブリッジ大学図書館などにおいて、メインとスティーヴンの個人文書、およびイギリスインド省文書などの一次史料を閲覧・複写する計画であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2022年度までは国内における史料・文献に集中せざるを得ない状況となった。

2023年度には、本研究課題における初の海外調査として、夏季に3週間、英国ロンドンとケンブリッジの文書館において調査を行うことができた。英国図書館では、ヘンリー・メイン文書(C179)およびその他の関連文書(チャールズ・ウッド文書F78など)を閲覧し、複写した。LSE図書館でも、メインの文書を閲覧・複写した。ケンブリッジ大学図書館では、スティーヴンに関する文書(Add 7349など)を閲覧・複写した。

4. 研究成果

メインについて

事例：インドにおける司法行政対立に対するメインの態度を考察するための事例として、メインが起草した殺人暴行法（Murderous Outrages Act, 1867）の制定過程について史料調査を行った。これは辺境地帯の治安維持のために特定の部族を指定して行政官による裁判を可能にした法令であり、法の支配が問題になった重要事例であると考えられたからである。その結果、メインが、立法化により、フロンティアにおいて超法規的な方法で行われてきた治安維持のための活動を合法化すべきことを主張して、地方政府（パンジャブ政治）を明確に批判していたことがわかった。

文脈：次にこの事例を、インドにおける行政司法対立というより広い歴史的な文脈に位置づけるために、メインと総督ジョン・ローレンスとの対立について、ベンガル副総督府の設立をめぐる論争に着目して史料調査を行った。その結果、メインはローレンスらパンジャブ派と呼ばれる行政官の裁量的な統治手法を重視する姿勢に対しては明確に批判的であったことがわかった。特にメインが、パンジャブ政府が刑法典および刑事手続法典の例外を認めよう求めたことを、征服当初においては容認される緊急事態への対応を不当に引き延ばすものであるとして批判したことは、インドにおける法の支配と緊急事態の関係について考察するための重要な事例であると考えられる。現在、以上の をまとめて論文化する作業を継続している。

影響：これらのイギリスへの影響について分析するために、メインのイギリス帰国後の主要刊行物（特に『東洋と西洋における村落共同体』1871年）における法の支配についての考えを分析し、インドにおける法の支配についての言説と比較した。この作業は、特に19世紀イギリスについて指摘されている政治の強権化と帝国統治との関係を検討するという観点から重要であり、現在も継続中である。

スティーヴンについて

事例：司法に対する行政の優位を明示したとされる刑事手続法典（Code of Criminal Procedure, 1872）の成立過程に関して史料調査を行う。法典化（Codification）は、議会の制定法に裁判所の裁量権を従属させる一方で、地方行政官の裁量権を制限するものでもあったから、行政内部の様々な立場を浮き彫りにする点で、検討対象として優れていると考えられたからである。その結果、スティーヴンはメインよりも強い行政権が望ましいと主張し、行政に対する司法のチェックの役割をより限定的に捉えていた一方で、メインと同様に、行政府に無制限の裁量権が与えられることに対しては否定的な考えを示していたことがわかった。

文脈：この事例の歴史的な文脈として、スティーヴンの時代の行政・司法対立について史料調査により明らかにする作業を行なった。代表的著作である『覚書』（1870年）の分析に加えて、未刊行のインド省文書を用いて、地方行政官の法典化への反対や、パンジャブ地方におけるシク教徒の反乱（クーカ反乱）などに対するスティーヴンの態度を検討した。その結果、スティーヴンが活動した時代の背景として、特にイスラーム教のワッハーブ派による反

植民地主義的な運動が高まりを見せていたことが重要であったのではないかという仮説を立てるに至った。この時期、ワッハーブ派の指導者であったアーミル・カーンらの裁判がカルカタ高裁において開かれており、そこでスティーヴンは、裁判所により政府の政治的な権威が貶められるような事態を批判していた。また、このようなスティーヴンの姿勢が、ロメシュ・チャンダー・ダットらインド人ナショナリストの反発を生んでいたこともわかってきた。現在、この成果をまとめる論文を執筆中である。

影響: これらのイギリスへの影響を分析するために、スティーヴンのイギリス帰国後の著作・雑誌記事、特にインドの官僚制を模範とした強い政府をイギリスに導入すべきであると主張したことで有名な『自由、平等、博愛』(1873年)における法の支配の考えを分析し、インドにおける法の支配についての言説と比較する作業を、現在も継続中である。この中で、スティーヴンが自由党のグラッドストーンらによるアイルランド自治法案などの自由主義改革に明確に反対する立場で言論活動を行っていたことが明らかになった。またスティーヴンが、在インドのイギリス人の裁判権に関するイルパート法案をめぐる論争において、ミリセント・フォーセットら女性運動家から厳しく批判されていたことが分かった。これは本研究にジェンダーの視点を導入するきっかけになるかもしれない。

また、イギリスにおける文書館調査が最終年度まで延期となったことにより、イギリス帝国と法に関する最新の研究動向について検討する時間を多く取ることができた。これにより、イギリス帝国と法について、植民地暴力(特に植民地戦争)という観点、および、帝国法と国際法との連続性という観点から検討することができた。これらについては、研究会・学会報告を経て、現在、活字化の作業を進めている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 稲垣春樹	4. 巻 42
2. 論文標題 19世紀前半イギリス領インド植民地における法、主権、間接統治	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 青山史学	6. 最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 稲垣春樹	4. 巻 32
2. 論文標題 【書評】木村雅昭『大英帝国の盛衰 - イギリスのインド支配を読み解く』ミネルヴァ書房、2020年	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『南アジア研究』	6. 最初と最後の頁 133-137
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11384/jjasas.2020.133	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 稲垣春樹	4. 巻 16
2. 論文標題 「インドの伝統社会とリベラルなイギリスの植民地支配 1830～1900年代における行政と司法の対立に着目して」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『メトロポリタン史学』	6. 最初と最後の頁 21-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 稲垣春樹	4. 巻 1007
2. 論文標題 「コメント」（合同部会：2020年度歴史学研究会大会報告）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『歴史学研究』	6. 最初と最後の頁 162-165
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 稲垣春樹
2. 発表標題 イギリス帝国と法：ポスト「ポストコロニアル」総合へ向けて
3. 学会等名 第74回日本西洋史学会大会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 稲垣春樹
2. 発表標題 19～20世紀イギリスの植民地統治における暴力と法についての研究動向
3. 学会等名 日本植民地研究会春季研究会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 稲垣春樹
2. 発表標題 イギリス帝国における緊急事態と法の支配 インドとジャマイカの事例
3. 学会等名 帝国史研究会第23回例会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 稲垣春樹
2. 発表標題 「インドの伝統社会とリベラルなイギリスの植民地支配」
3. 学会等名 メトロポリタン史学会第16回大会シンポジウム「伝統社会と植民地支配」
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 稲垣春樹
2. 発表標題 「コメント：「主権国家」再考 Part 3 - 帝国論の再定位 - 」
3. 学会等名 歴史学研究会大会 合同部会シンポジウム
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Haruki Inagaki	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Palgrave Macmillan	5. 総ページ数 182
3. 書名 The Rule of Law and Emergency in Colonial India: Judicial Politics in the Early Nineteenth Century	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------